

重度化対応に関する指針

1. 当施設における重度化対応に関する考え方 重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者 と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種連携によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい入居者様が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」を最高のレベルで実現できようケアに努めます。
- (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理に留意し、医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ず、当施設での生活の継続が困難となった場合は、入居者様・ご家族様への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。